様式第2号

職場意識改善計画

平成 23年 6月 7日

_		平成 23年 6月 7日
	取組事項	具体的な取組内容
1	実施体制の整備のための措置	
	①労働時間等設定改善委員会の設置等	(1年度目) 労働時間、休日、休暇などについて、労使間の話合いの場として、 社長の指揮の下、労働時間等設定改善委員会を設ける。また、運営 等につき必要な事項を盛り込んだ運用ルールを策定する。
	労使の話し合いの機会の整備	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会において、所定外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年2回(4月・10月)開催する。
	②労働時間等に関する個々の苦情、意 見及び要望を受け付けるための担当者 の選任	(1年度目) 事業場内の職場意識を改善するため、労働者からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、受付体制を整備する。また、従業員に対して受付体制や担当者について周知する。
		(2年度目) 1年度目の労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望の状況を 踏まえ、さらなる職場意識改善を推進するための体制を検討し、強 化する。
2	職場意識改善のための措置	
	①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事務所内の 見やすい場所への掲示、全員にメールや口頭による周知を行う。
		(2年度目) 1年目の社内での認知状況を踏まえ、さらに認知度を高めるべく、 社内での勉強会を開催する。
	②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善について、社内全体が課題や改善策を共有することを 目的に、外部の取り組み事例や専門書籍を活用した研修会を最低1 回は実施する。
		(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、前年度の取り組み内容の調査を4月に 実施する。更なる職場意識改善を図るべく、労務関係のコンサルタ ント等を外部講師として招き、研修会を行う。

様式第2号 -続紙-

職場意識改善計画

	取組事項	具体的な取組内容
3	労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③~⑤のうち1つ以上選択してください。
	①年次有給休暇の取得促進のための措 置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、年間5日以上の計画的付与制度を導入する。1年目は、平均取得率75%を目標とする。 (2年度目) 1年目の取得状況を踏まえ、取得が進んでいない労働者に対し、 取得できるようにスケジュールの調整を社員間で行う。これにより、計画的に付与した有給休暇の100%達成を目指す。2年目は、 平均取得率85~90%を目標とする。
	②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働削減のための具体的な取組として、ノー残業デーを導入し、週1日は残業をしない曜日を設定する。事務所内での掲示により、各労働者に周知徹底し、安易に残業しないという意識改革により残業削減を図る。1年度は、20%の削減を目標とする。 (2年度目) ノー残業デーの実施状況を踏まえ、残業を削減できなかった部分の原因を分析し、新たに対策を検討する。特に残業の多いものについては、個別に面談を行い、取得を促す。2年度は、40%の削減を目標とする。
	③労働者の抱える多様な事情及び業務 の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) (2年度目)
	④労働時間等設定改善指針の2の (2) に定められた、特に配慮を必要 とする労働者に対する休暇の付与等の 措置	(1年度目) 自発的な職業能力開発を図る労働者、子の養育又は家族の介護、 妊娠中又は出産後の女性労働者等に対し、個別に面談を行い、勤 務時間や業務内容を勘案した上で制度導入を図る。 (2年度目) 1年目に導入した制度について導入後の運用実態等を把握すると ともに、適切な運営がされているかの検証を行うため、労働者と 話合いの場を設ける。
	⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
4	制度面の改善のための措置 E) 3に記載した措置も該当する場合は再掲の こと	(1年度目) ① 年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入する。 ② 年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。 ③ 1ヶ月60時間を超える時間外労働に対して50%以上の割増賃金を支払う。